

医業経営情報 REPORT

2 | 2016

制度改正

医療法人の透明性の確保とガバナンス強化

第7次医療法改正の概要

第7次改正医療法のねらいとその概要

地域医療連携推進法人制度の創設

医療法人制度の見直しに関する改正



1 第7次改正医療法のねらいとその概要

1 | 改正医療法は順次施行へ

改正医療法が昨年9月16日の参院本会議で可決、成立し、9月28日付で公布されました。前回の第6次医療法改正は平成26年10月に施行され、病床機能報告制度と地域医療構想の策定が柱となっていました。今回の医療法改正は第7次改正に相当し、「地域医療連携推進法人制度の創設」と「医療法人制度の見直し」の2つが大きな柱となっています。

医療法改正の柱

地域医療連携推進法人制度の創設

医療法人制度の見直し

- ・ 医療法人の経営の透明性の確保
- ・ 医療法人のガバナンスの強化に関する事項
- ・ 医療法人の分割等に関する事項
- ・ 社会医療法人の認定等に関する事項

施行期日等については、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行」(一部を除く)と定められており、平成28年度から順次施行されます。

2 | 地域医療連携推進制度創設の狙いと制度概要

地域医療連携推進法人の認定制度創設について、厚生労働省は、「医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進する」ことを目的として掲げています。

これは、複数の病院(医療法人等)を統括し、一体的な経営を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、地域医療・地域包括ケアの充実を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢とすることにより、地方創生につなげるというものです。

「医療連携推進方針」を定め、「医療連携推進業務」を行うことを目的とする一般社団法人は、地域医療連携推進法人として都道府県知事の認定を受けることができるようになります。

具体的には、医療法第70条において、次項の条文が追加されます。

地域医療連携推進法人関連の条文（医療法 第70条）

- ・地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する参加法人を社員とし、開設する病院、診療所及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療従事者の研修、医薬品等の物資の供給、資金貸付その他の業務（以下「医療連携推進業務」という。）を行うことを目的とする一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

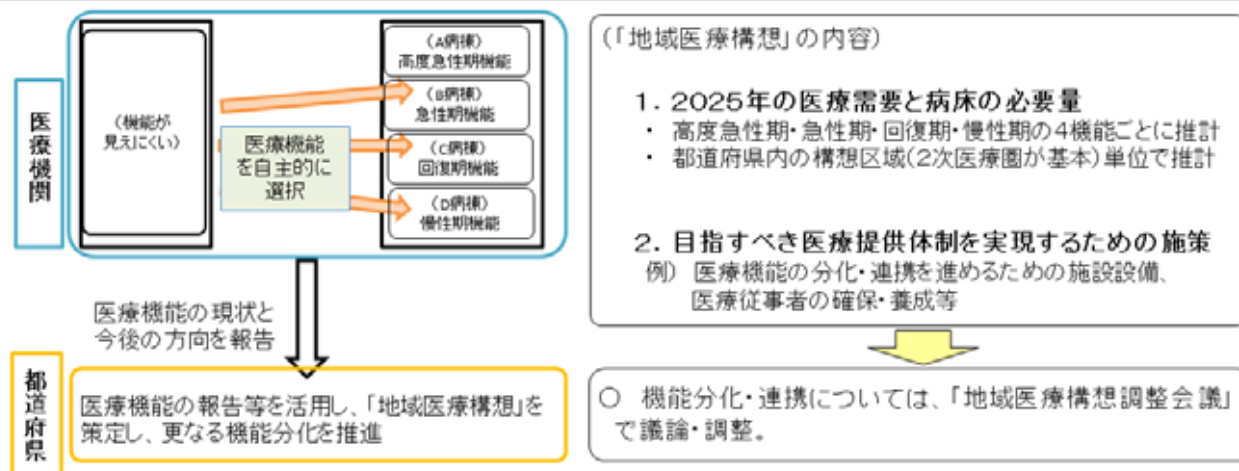
地域医療構想については、各都道府県が平成30年3月までの策定を義務付けるもの（厚生労働省は、平成28年半ば頃までを要望）で、2025年に向けて、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床数の必要量を推計し定めるものです。

定めた必要量を達成するための選択肢の一つとして、地域医療連携法人制度が創設されたといえます。

地域医療構想の全体像

地域医療構想について

- 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。（法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。）
※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



（出典：厚生労働省ホームページ 医療連携構想について）

3 | 医療法人制度改革のねらいと主要改正項目

(1) 医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化

今回の改正では、医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化に関する事項が盛り込まれました。

医療は、非営利性を保ちつつも、きわめて公益性の高い業種とされています。過去にも株式会社参入の議論の中で、当時の経済財政諮問会議において、医療法人の非営利性は形骸化しているとの指摘を受けています。これを受けて、第5次医療法改正において非営利性を強化する目的で、新規の医療法人の設立は「持分なし」に限定され、既存の持分のある医療法人は「経過措置型医療法人」と位置付けられました。

今回の改正は、さらなる非営利性強化のために、医療法人の会計基準や役員と特殊の関係がある事業者との取引の状況に関する報告書の作成、理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等、医療法人の経営にかなり踏み込んだ項目となっています。

医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化に関する事項

事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、厚生労働省令で定める会計基準（公益法人会計基準に準拠したものを予定）に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施。

医療法人は、その役員と特殊の関係がある事業者との取引の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に届出。

医療法人に対する、理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定。理事会の設置、社員総会の決議による役員を選任等に関する所要の規定を整備。

(2) 医療法人の分割

今回の改正では、医療法人の分割に関する規定が整備されました。

医療法人の分割等に関する事項

医療法人（社会医療法人その他厚生労働省令で定めるものを除く。）が、都道府県知事の認可を受けて実施する分割に関する規定を整備。

対象は、持分なし医療法人ですが、社会医療法人と特定医療法人は除かれます。

このうち、組織再編成として複数の法人が関わる分割については、以下の要件を満たせば適格分割となり、分割して移転する資産に係る法人税は課税繰延べに、また不動産取得税が非課税となります。

医療法人の適格分割とそうでないケース



(出典：厚生労働省 医政局医療経営支援課 資料より)

分割する資産に係る法人税の課税繰延べ

株式会社の適格分割(共同で事業を営むための分割の場合)の要件		医療法人の分割への適用可能性
事業関連性に関する要件	・分割対象の事業が分割を承継する法人の事業と関連するものであるかどうか	適用可能
事業規模類似又は特定役員参画に関する要件	・分割対象の事業と分割を承継する法人の事業規模(売上金額、従業員数)がおおむね5倍を超えないかどうか 又は ・分割前の法人の役員が分割を承継する法人の役員となるが見込まれているかどうか	適用可能
資産移転に関する要件	・分割対象の事業の主要な資産及び負債が分割を承継する法人に移転しているかどうか	適用可能
従業員引継に関する要件	・分割対象の事業に従事していた従業員数のおおむね80%以上に相当する数の者が分割を承継する法人で従事することが見込まれているかどうか	適用可能
事業継続に関する要件	・分割対象の事業が分割を承継する法人においても引き続き営まれることが見込まれているかどうか	適用可能
取得株式継続保有に関する要件	・分割により新たに交付を受ける分割を承継する法人の株式の全部を継続して保有する者等が有する株式の合計数が、分割前の法人の発行済株式の80%以上であること(株主50人以上の場合は不問)	左記要件を不要とする 税制改正要望を提出中

(出典：厚生労働省 医政局医療経営支援課 資料より)

(3) 社会医療法人認定等に関する事項

今回の改正では、2か所以上の都道府県で病院及び診療所を開設している場合の取り扱いと、認定取り消しを受けた後の収益業務実施の取り扱いについて整備されました。

社会医療法人認定等に関する事項

二以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合であって、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものについては、全ての都道府県知事ではなく、当該病院の所在地の都道府県知事だけで認定可能。

社会医療法人の認定を取り消された医療法人であって一定の要件に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは収益業務を継続して実施可能。

2

地域医療連携推進法人制度の創設

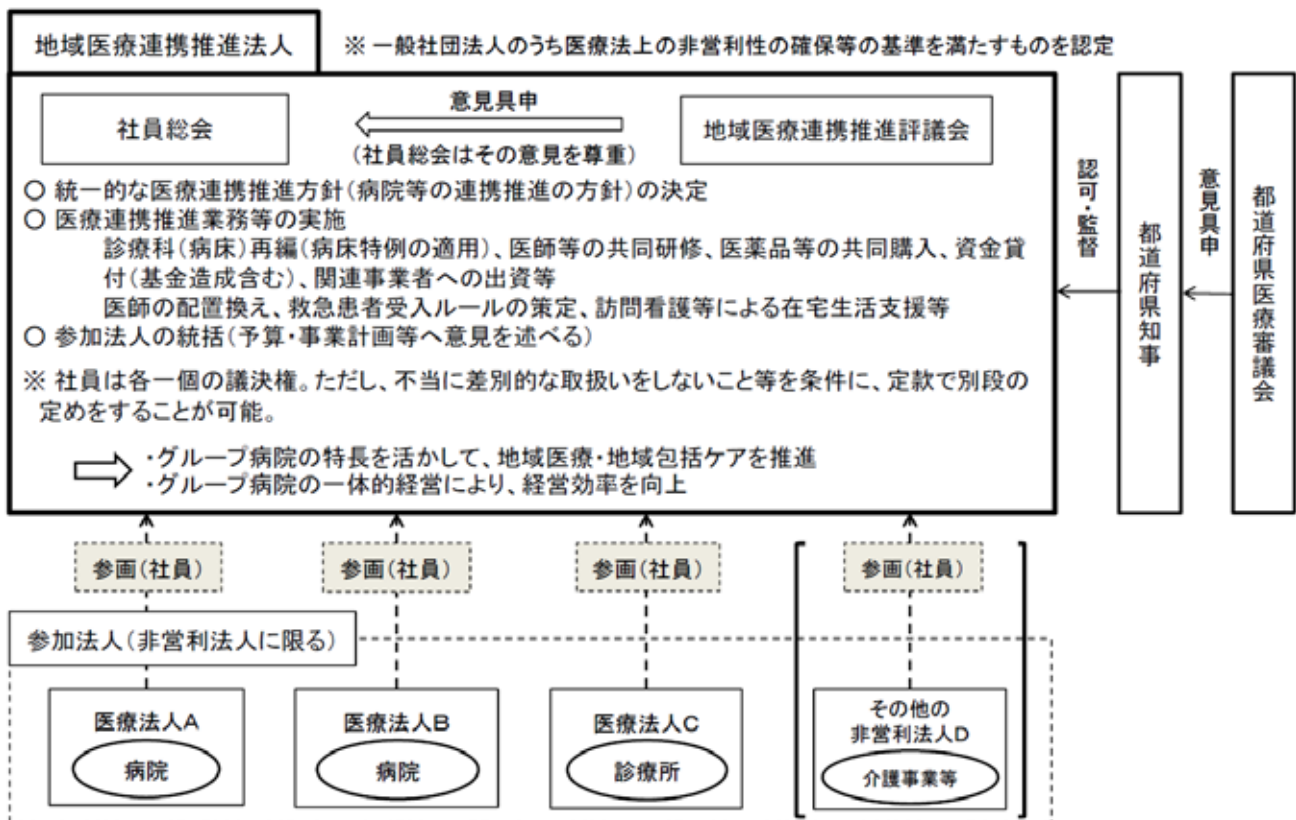
1 地域医療連携推進法人とは

地域医療連携推進法人制度は、首相の諮問機関である産業競争力会議において、これまで「非営利ホールディングカンパニー型法人制度」として議論されてきました。この法人制度が、「地域医療連携推進法人制度」と名称を変えて、改正医療法に折り込まれたものです。

(1) 地域医療連携推進法人の概要

地域医療連携推進法人とは、複数の参加法人（非営利法人に限る）が参画し、統一的に地域医療を推進する法人をいいます。

具体的には、下図のとおり、非営利法人がそれぞれ社員を参画させ、最高議決機関である社員総会を運営します。また、その社員総会に意見具申する地域医療連携推進評議会を別に組織することが必要となります。



(出典：厚生労働省 医療法人の事業展開等に関する検討会 資料より)

(2) 地域医療連携推進法人の認定基準

地域医療連携推進法人は、都道府県知事の認定により設立が可能となります。具体的認定要件は下記のとおりです。この法人に参加できるのは、医療法人等の非営利法人となっており、個人開設の診療所は参加できません。

都道府県知事の認定及び認定基準

都道府県知事の認定

地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる

<参加法人（社員）>

- ・病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人
- * 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる

<主な認定基準>

- ・地域医療構想区域を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること
- ・地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べることができるものと定めていること
- ・参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を少なくとも求めるものと定めていること
- * 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う

実施する業務

病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進（介護事業等も含めた連携を加えることができる）

医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務

- * 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする

その他

代表理事は都道府県知事の認可を要することとするとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用

都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる

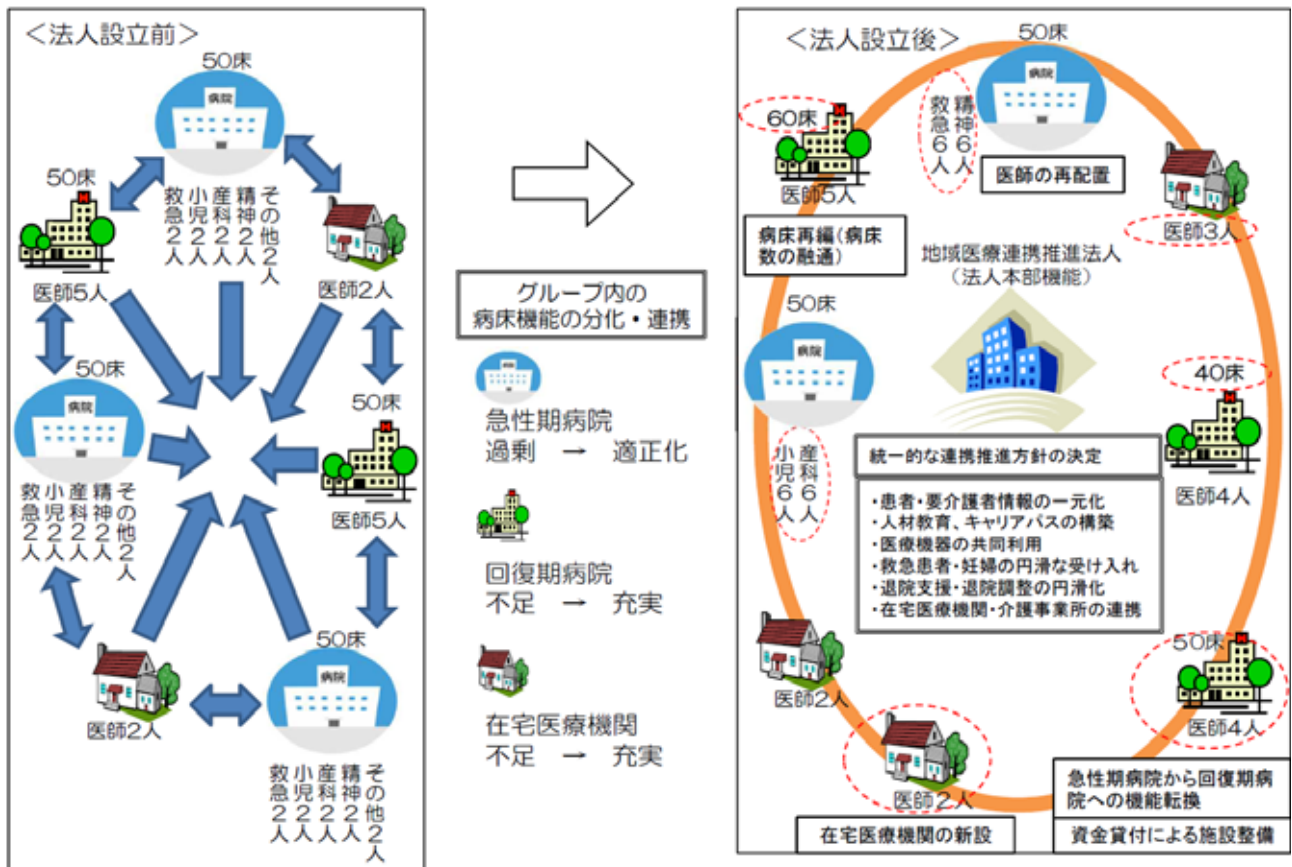
2 設立の効果及びメリット

地域医療連携推進法人を設立するメリットは、複数の病院や診療所をグループ化し、一体的な経営を行うことにより、地域包括ケアの充実推進が期待できる点にあります。

そして最大のメリットと挙げられるのは、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認められるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる点です。これにより、グループ間の病床の適正配置が可能となります。

そのほかには、グループ内の病床機能の適正化や医師をはじめとする人員の適正配置、患者・要介護者情報の一元管理による重複検査の省略などが挙げられます。

地域医療連携推進法人設立の効果・メリット（イメージ）



(出典：厚生労働省 医療法人の事業展開等に関する検討会 資料より)

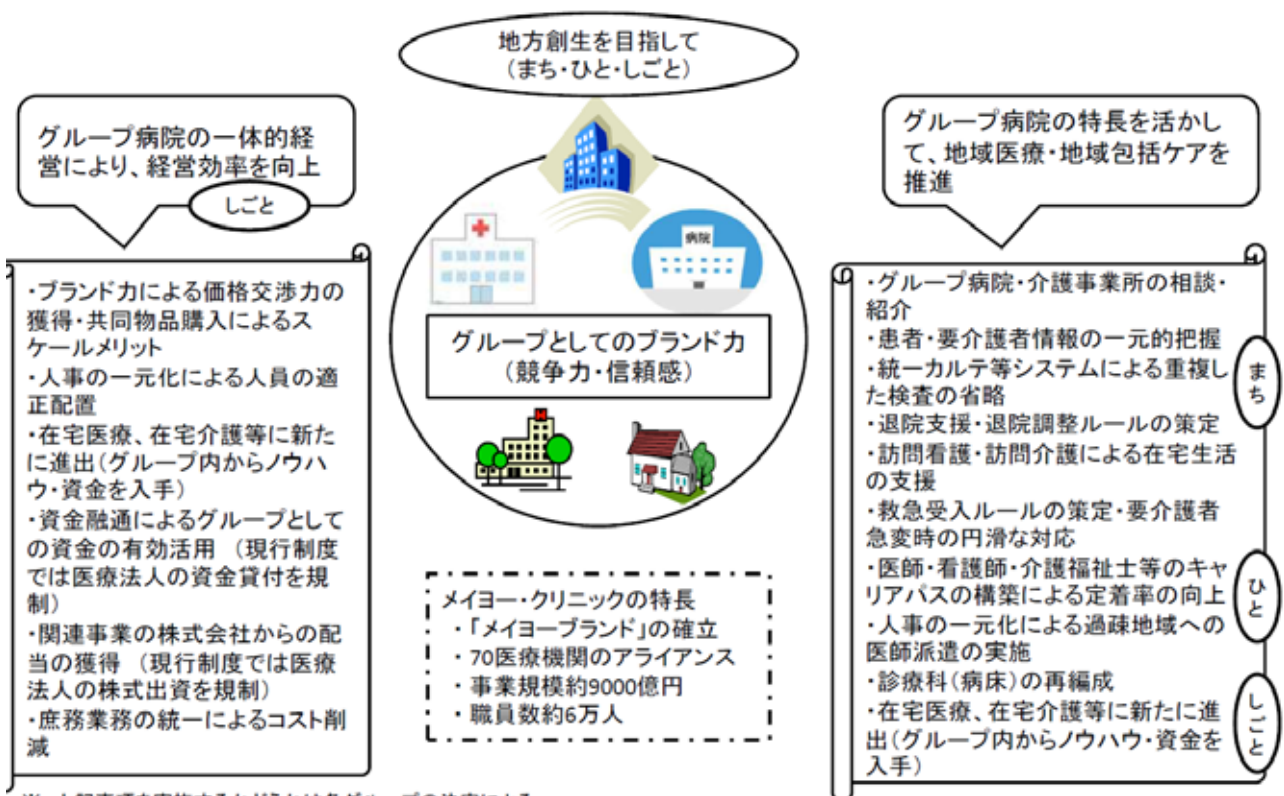
3 地域医療連携推進法人で地方創生

厚生労働省は、地域医療連携推進法人の創設で、地方創生を目指しています。

複数の病院（医療法人等）を統括し、一体的な経営を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、地域医療・地域包括ケアの充実を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢とするとともに、地方創生につなげるというものです。具体的な業務としては、病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進（介護事業等も含めた連携を加えることができる。）医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務を可能にするとしています。

また、「都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる」とし、病床の移動も可能となっています。

地域医療連携推進法人制度創設による地方創生の取り組み（まち・ひと・しごと）



(出典：厚生労働省 医療法人の事業展開等に関する検討会 資料より)

本制度創設に関しては平成 29 年度の施行を想定し、省令等改正の準備を進めていく方針となっています。

3 医療法人制度の見直しに関する改正

1 医療法人経営の透明性の確保

医療法人の経営の透明性の確保に関する改正は、以下の3点となります。対象となる規模について、現段階ではまだ明確になっておらず、今後の検討課題となっています。

(1) 会計基準の適用・外部監査の義務付け

医療法人の経営の透明性を確保するために、一定規模以上の医療法人に会計基準の適用を義務づけるとともに公認会計士等による外部監査を義務付けるというものです。

具体的な会計基準は、平成26年に四病院団体協議会（ ）が作成した「医療法人会計基準」をベースに検討されます。

四病院団体協議会：一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会で構成される民間病院を中心とした病院団体の協議会。

改正される医療法の条文

【医療法第50条】

医療法人の会計は、この法律及びこの法律に基づく厚生労働省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

【医療法第50条の2】

医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 医療法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

【医療法第51条】

2 医療法人(その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

5 第二項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

(2) 計算書類の公告の義務付け

この改正は、国民皆保険の下で病院等の業務が行われていることから、医療法人の経営の透明性を高める必要があるとして、一定規模以上の医療法人に、計算書類の公告（官報又はインターネット上での公開）を義務付けるというものです。

改正される医療法の条文

【医療法第51条の3（新設）】

医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認を受けた事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならない。

(3) メディカルサービス法人との関係の報告

この改正は、医療法人といわゆるMS（メディカルサービス）法人を含む関係当事者との関係の透明化・適性かが必要かつ重要との観点から、毎年度、医療法人とMS法人との関係を都道府県知事に報告させるというものです。

改正される医療法の条文

【医療法第51条】

医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 医療法人のガバナンスの強化

医療法人のガバナンスの強化は、医療法人の理事会の設置・権限や役員を選任方法等を医療法に規定して明確化するものです。

また、医療法人の業務執行を担っている理事長及び理事の責任の大きさを勘案して、一般社団法人等と同様に、理事長及び理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定したものです。

主要改正条文は、以下のとおりです。

(1) 役員を選任及び解任

医療法人の役員を選任及び解任に関する改正項目は下記のとおりです。社員総会の秩序を乱すものの退場、解任された理事の損害賠償請求を認めるなど、社員総会において、厳格な運営を求める規定が設けられています。

改正される医療法の条文

【医療法第46条の3の5】

社員総会の議長は、その命令に従わない者、その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

【医療法第46条の5の2】

社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

【医療法同上】

前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(2) 理事長の権限及び理事の義務

医療法人の理事に関する改正項目は、下記のとおりです。理事長の権限及び理事の監事への報告義務が新設されました。

改正される医療法の条文

【医療法第46条の6の2】

理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

【医療法第46条の6の3】

理事は、医療法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した時には、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(3) 理事会の職務及び役員への賠償責任

医療法人の理事会の位置づけ及び理事会の職務について、下記のとおり規定されました。また、役員等の損害賠償責任についても新たに定められました。

これらの規定はすべて新設されたものです。

改正される医療法の条文

【医療法第46条の7 及び】

理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は次に掲げる職務を行う。

- 一 医療法人の業務執行
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事と湯の選出及び解職

【医療法第47条】

社団たる医療法人の監事は、その任務を怠った時は、当該医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【医療法第49条】

役員等は、医療法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。

3 今後の改正スケジュール

同改正法の公布日を含め、厚生労働省は施行に至る日程の検討を進めていますが、医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化に関しては平成28年度の上半期(4月～9月)を想定し、省令等改正の準備を進めていく方針とされています。

また、地域医療連携推進法人に関しては平成29年度の施行を想定しています。

ただし、地域医療連携推進法人とともに、医療法人の定款に関する部分も本則だけでは不明な点が多く、政省令や通知が待たれるところであり、今後の動向に注目していく必要があります。